

美祿市いじめ防止基本方針

平成30年3月改定
美祿市教育委員会
(第3回改定)

目 次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	1
1	いじめとは	1
2	いじめの防止	3
3	いじめの早期発見・早期対応	4
第2	いじめの防止等のための美祢市の基本姿勢	5
1	美祢市の基本姿勢	5
2	家庭・地域とともにつくる学校づくり ～コミュニティ・スクール～	6
3	「教えて 考えさせて 定着させる授業」による学力の定着	6
4	「絆」と「居場所」のある学級づくり	7
5	安心・安全な環境づくり	8
第3	いじめの防止等のために市教育委員会が実施する施策	9
1	美祢市いじめ問題対策連絡協議会の設置	9
2	美祢市いじめ問題対策スクールサポートチーム（附属機関）の設置	9
3	少年安全サポーターの配置	9
4	関係図	10
5	いじめの防止等に係る施策の推進	11
第4	いじめの防止・早期対応等のために学校が実施すべき事項	14
1	「学校いじめ防止基本方針」の策定	14
2	いじめ対策組織（いじめ対策委員会）の設置	14
3	いじめの防止等に関する取組	16
4	調査委員会の設置	17
5	人権が尊重された学校づくり	17
6	豊かな心を育む教育の推進	17
7	子どもの実態の把握	17
8	教育相談体制の充実	18
9	情報モラル教育の充実	18
10	落ち着かない学級への対応	18
第5	重大事態への対応（ガイドライン）	19
1	重大事態の判断及び報告	19
2	重大事態の調査	19
3	再調査について	20
4	留意すべき事項	20
5	調査の主体：市教育委員会	21
6	調査の主体：学校	23
7	重大事態発生時の調査等のフロー	28
資料	美祢市小・中学校いじめ根絶宣言	29
	共に学び・共に生きる～美祢市いじめ防止・根絶に向けた10の取組～	30

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

本基本方針は、子どもの尊厳を保持するために、美祿市教育委員会(以下「市教委」という。)・学校・家庭・地域その他関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)」第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

【いじめ防止対策推進法第12条】

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

1 いじめとは

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(法第2条)であり、決して許されない人権侵害行為である。本市においても、法が示す定義を基に対処等を行うこととする。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、法第22条に定める「いじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、好意から行ったことが意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などにおいては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、「いじめの防止等の対策のための組織」への情報共有は必要となる。

また、「いじり」と言われる行為については、いじめとの境界が不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◇ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ 金品をたかられる。
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識をもつことが重要です。

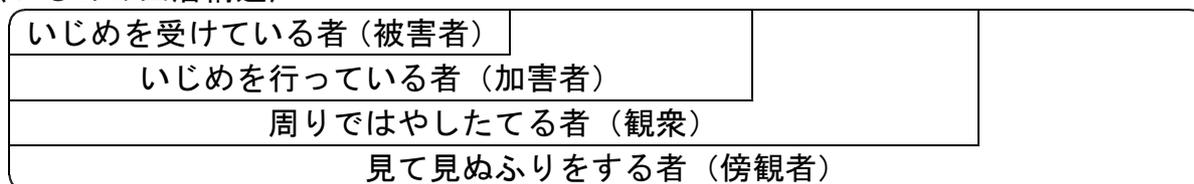


いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる子どもがいて、同時にその周囲にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめを受けている子どもが孤立していることが多く見受けられる。

いじめを受けている子どもから見れば、周りではやしたてる者（観衆）も見て見ぬふりをする者（傍観者）も「いじめを行っている者」に見えるものである。こうした四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、傍観することなく仲裁したりするなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成するとともに、子どもたち全員がいじめを自らの問題としてとらえ、正しく行動できる力が育まれるようにする。

また、教職員の不適切な認識や言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。特に、教職員による「いじめを受けている側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子どもや、周りで見ていたり、はやしたてたりしている子どもを容認するものにほかならず、いじめを受けている子どもを孤立させ、いじめを深刻化することになる。

〈いじめの四層構造〉



大人は、「いじめられる側にも原因がある」、「そこまで傷つけるつもりはなかった」、「自分は直接いじめていないので関係ない」といった意見を明確に否定しましょう。



◆いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 いじめの防止

【いじめ防止対策推進法第4条】

児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめは人権問題であるとの認識をもち、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関と連携・協働し、すべての子どもを対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育など、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが必要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となった取組を推進するための普及啓発を行う。

学校において

いじめ問題を根本的に解消するためには、子どもが本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切であり、美祢市で推進している「一人ひとりを大切にする教育」を全教職員で実践していく。そのために、「規律」「学力」「自己有用感」を子どもたちがもてるように教育活動を行うとともに、日常から教職員間で子どもの様子について自由に話し合えるような人間関係を構築していくことが重要である。学級や学年、学校が、すべての子どもたちにとって、安全に過ごせる居場所になるようにしていくとともに、教師と子ども、子ども同士の絆づくりを進めていく。また、日頃から、「ヒヤリ」「ハッ」とした事例を、蓄積・公開・共有することで、教職員の危機意識を高め、重大な災害や事故の未然防止に努める。

家庭・地域において

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子どもの教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導をより適切に行うために、地域を含めた家庭との連携を強化する。そのために、PTAや地域の関係団体と学校とが、いじめの問題を含めた子どもの現状について共通理解し、連携・協働して取り組むように努める。

関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、関係の子ども・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関との速やかで適切な連携を行う。

日頃から、学校と市教委、関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報の共有体制を構築する。

3 いじめの早期発見・早期対応

いじめは、四層構造にも示されているように、構造的にいじめ行為が見えにくい一面があることから、子どものささいな変容について、関わるすべての大人が子どもの状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期にいじめを認知する。

一旦いじめを認知した場合は、学校いじめ対策委員会と情報共有し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、子どもにとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行う。また、解決後もきめ細かく見守りを行うなど継続した支援を行うことで、いじめを受けていた者と行っていた者が、共に成長する場とする。

このため、いじめへの的確な対応に資する教職員の実践的知識を深め、平素から協働実践が行えるよう、教職員研修の充実や組織的な対応のための体制を整備する。

学校において

子どもと向き合う時間を大切にし、子どもの実態をきめ細かく把握する。

◇ 「朝の会」こそ、子ども理解の第一歩！

子どもの「表情・態度・言葉・行動」から小さな変化も見逃さない。

◇ 中間時間や昼休みにも積極的にふれあい、全教職員による子ども観察を！

休み時間などに日頃見えない子どもの「人間関係」が見えることもある。

◇ 「帰りの会」では、すべての子どもが笑顔で下校を！

気がかりな子どもは、その日のうちに対応する。

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を最優先に確保し、いじめたとされる子どもや周囲の子どもに対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行う。また、家庭や市教委への連絡・相談等、事案に応じて関係機関と連携する。

家庭・地域において

子どもの小さな変化など心配な点について、学校と連絡を密にし、学校と協力していじめの早期発見・早期対応に努める。

◇ 「子ども見守りアンケート（保護者用アンケート）」や連絡帳など活用して、保護者の目を見た家庭での子どもの様子を情報として学校へ伝える。

◇ 地域での子どもの様子で気になることがあれば、学校へ情報を提供する。

関係機関との連携

教育相談の実施にあたり、「美祢市いじめ110番（ヤングテレホンみね）」や法務局の「子どもの人権110番」、やまぐち総合教育支援センターの「24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち子どもSOSダイヤル）」などの学校以外の相談窓口を、子ども・保護者へ適切に周知する。

(P.13 相談窓口連絡先参照)

第2 いじめの防止等のための美祢市の基本姿勢

1 美祢市の基本姿勢

美祢市のすべての小・中学校では、いじめの根絶に向けて全力で取り組むことを宣言し、取り組んでいる。(P.29 「美祢市小・中学校いじめ根絶宣言」参照)

学校におけるいじめ問題の対応は、子どもたち一人ひとりの基本的人権を守り、豊かな学びを保障するだけでなく、市民一人ひとりの人権が尊重されるいじめ等のない心豊かな社会づくりに寄与するものであり、いじめの根絶に向けた取組を、市、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、さらに加速させる必要がある。

学校及び教職員は、保護者、地域住民、関係機関等の連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務があります。(法第8条より)

◆学校及び教職員として

- ・ 教育活動全体を通じて、子どもたち一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・ 子どもにしっかり寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、子どもたちが安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・ 保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

◆保護者として

- ・ どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識を高める指導を行う。また、日頃から、いじめや被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するように働きかける。
- ・ 学校や地域の子どもと関わりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完し合い、協働して取り組む。
- ・ いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりする時は、速やかに学校等に通報又は相談する。

◆子どもとして

- ・ 社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・ 周囲にいじめがあると思われる時は当事者に声を掛け、周囲の人に積極的に相談する。

◆地域社会として

- ・ 「地域の子どもは、地域で育てる」ことを目指し、全ての子どもが健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・ いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ・ 市民等は、地域行事等で子どもが主体性をもって参加できるよう配慮する。

2 家庭・地域とともにつくる学校づくり ～コミュニティ・スクール～

美祢市の全ての小・中学校は、「人が育ち 人が輝き 人がつながる」を合い言葉に学校・家庭・地域が一体となっていじめ根絶に向けた取組を進める。

保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめ防止等のための措置に協力する責務があります。子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもを保護するものとしています。(法第9条より)

また、美祢市のコミュニティ・スクールでは、「学校運営協議会」において、いじめ問題に関する情報を学校・家庭・地域で共有し、未然防止についての対策を協議します。いじめに関する課題が生じた場合にも、地域全体で取り組むべきことを協議し、早期解決を目指します。

美祢市は、いじめ問題のない、子どもたちが健やかに成長するまちづくりを目指し、それぞれの立場で何ができるかを話し合い、具体的な取組につなげていきます。

3 「教えて 考えさせて 定着させる授業」による学力の定着

美祢市の全ての小・中学校では、「教えて 考えさせて 定着させる授業」づくりに取り組んでいる。授業のねらいを子どもたちに「定着」させるために、「教えるべきこと」は教え、その教えたことを活かして「考えさせる」場面をしっかりと設定していこうというものである。「教えて 考えさせて 定着させる授業」を通して、子どもたちと教職員が「学ぶ楽しさ」や「学ぶ喜び」を共有する。

学力と学習意欲は相関関係にあります。「教えて 考えさせて 定着させる授業」を進めることにより、子どもたちは学ぶ喜び・楽しさを実感し、学習意欲が増していきます。そのことにより、さらに学力も高まっていきます。また、子どもたち一人ひとりが自分のよさを認められ、生き生きと学校生活を送ることにより、いじめ問題の未然防止にもつながります。美祢市では、「教えて 考えさせて 定着させる授業」づくりを推進し、いじめの未然防止につなげていきます。

教員は、「わかる授業」づくりを進めるとともに、人権尊重の視点に立った指導を行わなければいけません。例えば、授業中に失敗した友だちを茶化す、またそのことを助長するような場面等があれば、決して見逃してはいけません。



4 「絆」と「居場所」のある学級づくり

一人ひとりの子どもにとって、学級が「共に学び・共に生きる」場となるように、「絆づくり」と「居場所づくり」に努める。どの子にとっても、学級が安心して過ごせる場所となるように、「きまり」「節度」「礼儀」といった規範意識について9年間を見通し、重点的・系統的に指導する。

【児童生徒が絆をつくる】

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、子ども自ら「絆」を感じ取り、「絆」を紡いでいくことである。教職員に求められるのはそのための「場づくり（場や機会の提供）」である。

【教職員が居場所をつくる】

「居場所づくり」とは、子どもが安心できるとともに、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくり出すことである。すなわち、教職員が子どものためにそうした「場づくり」を進めることであり、子どもはそれを享受する側になる。

居場所づくりのためには、子ども一人ひとりの特性を理解することが大切です。県教委資料「通常の学級における特別支援教育の充実のために」等を参考にして、特性に応じた個別的な支援と集団への指導が行えるように校内研修を充実させましょう。研修には地域コーディネーターを活用しましょう。



「絆」と「居場所」のある学級づくりに向けて

《学級づくりの視点》

- ① 多様な考え、多彩な方向性を肯定的に生かし、伸ばす。
- ② 対立や衝突を、支え合いの始まり、相互理解の第一歩へとつなげる。
- ③ 共に学び、共に創り出す喜びや感動を味わわせる。

《具体的な取組内容》

- ① 一人一役、一班一仕事等、個やグループの役割を明確にする。
- ② よりよい人間関係づくりに向けた学級独自の活動を発想させる。
- ③ 考えや願いを表現できる場やスペース（掲示板）を確保し、子どもの成長や学級の足跡を可視化できるようにする。

《日常の関わり方》

- ① 子どもに関心を向け、言動の背景に目を向ける。
- ② 競争原理から協力原理に変える。
- ③ 人として守るべきことは繰り返し教える。



5 安心・安全な環境づくり

【環境美化】

美祢市は、雄大なカルスト台地である秋吉台、透き通った水がわき出る弁天池、奈良の大仏に使われた銅を産出した長登銅山跡など、これらの貴重な地質資源の価値が認められ、日本ジオパークの認定を受けることができた。



この恵まれた地球公園の住民として、潤いのある安全で快適な生活環境の形成は、市民共通の課題である。

そこで、子どもにとって、学校が安心して過ごせる場所となるように、学校環境の整備を徹底する。また、子どもが環境美化に対する関心を高めることができるように、家庭や地域と連携した取組を行う。

【ヒヤリハットの共有化】

見逃してしまいがちな小さな出来事が重大な事故につながってしまうことへの未然防止策として、「ヒヤリハット対策」が有効であるといわれている。結果として事故に至らなかった小さな出来事も、「ヒヤリ」「ハッ」とした小さな事例を集め、その情報を蓄積・公開・共有し、重大な災害や事故の発生を未然に防止しようとする取り組みを行う。

ハインリッヒの法則

ハインリッヒの法則は、労働災害における経験則の一つである。1つの重大事故の背景には29の軽微な事故があり、さらにその背景には、300の異常(ヒヤリハット)が存在するというもの。

ヒヤリハットは、結果として事故に至らなかったものであるため、見過ごされてしまうことが多い。しかし、重大な事故が発生した場合には、多くのヒヤリハットが潜んでいる可能性があるため、ヒヤリハットの事例を集めて、教職員で共有することは、事故を予防することにつながる。このような活動は、ヒヤリハットキガカリ活動と呼ばれ、多くの職場で実践されている。



第3 いじめの防止等のために市教育委員会が実施する施策

1 美祢市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市教委は、法第14条第1項に基づき、「美祢市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

【いじめ防止対策推進法第14条第1項】

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

協議会は、いじめの根絶を期し、その実態を把握しながら適切な対応をとることを目的として、関係諸機関との連携及び情報交換、学校・家庭・地域への啓発活動、その他いじめに係る対策事業を行う。協議会の庶務は、学校教育課において行う。

◆協議会の構成

①	山口県中央児童相談所	⑤	美祢警察署刑事生活安全課
②	山口県臨床心理士会	⑥	美祢市地域福祉課
③	山口県社会福祉士会	⑦	美祢市小教研生徒指導部
④	美祢保護区保護司会	⑧	美祢市中教研生徒指導部

2 美祢市いじめ問題対策スクールサポートチーム(附属機関)の設置

市教委は、法第14条第3項に基づき、協議会との円滑な連携の下に学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、市教委の附属機関として「美祢市いじめ問題対策スクールサポートチーム」（以下「SST」という。）を設置する。

【いじめ防止対策推進法第14条第3項】

教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

SSTは、学校からの要請に応じて、学校の支援にあたる。市教委は、事案に応じてSST会員を学校に派遣する。また、SST会員が、学校を定期的に巡回訪問をしながら、学校の実情を把握するとともに、協力体制を構築する。

3 少年安全サポーターの配置

少年問題に対して、警察、学校、地域社会がより一層の連携強化を図り、少年の非行防止対策及び犯罪被害防止対策を効果的に推進することを目的として配置する。

【具体的な活動内容】

非行防止に関する対策（非行防止教室の開催、立ち直り支援、相談支援）
犯罪被害防止に関する対策（安全点検、防犯教室の支援、校外校内パトロール）
地域と連携した健全育成対策（情報発信、ボランティアとの協働活動）

4 関係図

美祢市教育委員会

毎月の定例会教育委員会議において、市内小・中学校におけるいじめの実態把握を行うとともに、いじめ問題に対する市の方針を決定し、いじめ根絶に向けた取組の提言を行う。

指導・助言

報告

美祢市いじめ問題対策連絡協議会

年間2回の定例会議(5月・2月)において、いじめ根絶に向けた取組について協議・検証する。いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の連携を推進する。いじめ問題の重大事態が発生した場合は、臨時に協議会を開催し、具体的な対応策を検討する。

SST

学校からの要請や事案に応じて、SST巡回指導員が各校を訪問し、関係機関職員や専門家等との連携を図る。(ケース会議、校内研修等)

さらに、いじめ問題解決に向けた実効的な活動を行う。(毎学期の巡回訪問、要請訪問等) ※FRアドバイザー事業等の活用

SST巡回指導員

教育支援室指導員、美祢市地域福祉課職員、少年安全サポーター、特別支援推進リーダー、学校教育課担当指導主事

スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、児童相談所、警察、子どもと親のサポートセンター、医療機関等

※ 必要に応じて、弁護士、地域コーディネーター、該当地区の民生委員を会員に加える。

支援

要請

学 校

いじめ対策委員会

学校の組織的ないじめ対策の中核として、実効的な取組を行う。

校長・教頭・学校運営協議会委員

【生徒指導部会】

生徒指導主任、養護教諭、学年主任、学級担任、教科担任
部活動顧問、教育相談担当教員
学校担当SC・SSW等

支援

支援

支援

関係機関

地 域

外部専門家

5 いじめの防止等に係る施策の推進

市教委は、市全域において、いじめの防止等に向けた対策が実効的に推進されるよう、各学校や県教育委員会（以下「県教委」という。）、家庭や地域、関係機関と更なる連携に努め、いじめの防止等に係る施策を推進するために、適宜「美祢市いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の充実

本市においては、学校が積極的に家庭・地域と連携して豊かな教育環境の創出をめざす「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」を教育活動の基盤に据えている。子どもを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、コミュニティ・スクールを積極的に活用して、連携・協働していく。地域総がかりの取組となるように、学校運営協議会において、学校の取組を検証するとともに、いじめ根絶に向けた取組の提言を行う。

学校・家庭・地域が一体となり、「子どもたちの生きる力を高め、将来を担う人を育てる」という共通の目標に向かって進んでいくことで、「学校も家庭も地域も元気になる！」。これが、美祢市の目指す「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」です。地域の子どもたちの健やかな成長のために、それぞれの立場で何ができるかを話し合い、具体的な取組につなげていくことが大切です。



人材の確保及び生徒指導体制の充実

生徒指導は、全ての教職員が、全ての子どもを対象に、全ての教育活動を通して行うものであり、開発的・予防的な視点から、子どもに寄り添いながら、よりきめ細かな支援が行えるよう、介助員や学級支援補助員等を増員するとともに適切に配置する。

また、校長のリーダーシップの下、生徒指導主任等を中核として、迅速・的確かつ組織的な対応ができるよう、市内全ての学校において、児童理解の会や生徒指導部会を定期的で開催する。あわせて、各中学校区にSC、SSWを配置し、幅広く外部専門家の協力を得られる体制の充実を図る。更には、教職員が子どもとしっかり向き合うことができるよう業務改善を推進し、一人ひとりにきめ細かい対応を行うことができるようにする。

教職員の資質能力向上に向けた研修の充実

全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、教職員がいじめ問題に適切に対応できるよう、美祢市いじめ防止・根絶に係る研修資料等を活用した教職員研修の充実を図る。(P.30 「共に学び・共に生きる」参照)

また、学校における教職員のカウンセリング能力の向上や関係機関と連携した取組の事例検討等についての校内研修の充実が図られるように、SCやSSW等の専門的知識を有する人材を各校へ定期的に派遣する。

校内の情報共有体制の構築

学年や生徒指導部、管理職等で情報を共有するホウ・レン・ソウの体制について、SSTの巡回訪問において検証を行い、体制に不備が見られる場合には支援を行う。また、校内だけで情報を止めることなく、保護者や関係機関ともきめ細かく情報を共有できているかについても併せて検証を行う。

教育相談体制の充実

子どもに寄り添った支援が行えるように、SC・SSWと連携した個別の相談支援体制を充実するとともに、その方法や内容を工夫・改善する。また、いじめを受けた子どもが、安心して生活ができるように、教育支援室「心の広場」を設置し、緊急的な避難場所として活用する。

インターネットや携帯電話を利用したいじめ防止等への支援

一度インターネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性がある。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象ともなり得る。それらを理解させ、子どもが正しく安全にインターネット等を利用し、情報社会に主体的に対応していけるよう、外部団体を活用した情報モラル研修を各校で開催する。また、教職員の情報モラル教育の指導力向上に向けて、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー等による研修会を開催する。

児童生徒の主体的かつ共同的な活動の充実

県全域で、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けている。美祢市においても、児童会・生徒会等による主体的かつ共同的な活動の充実を図るために、10月を「共に学び・共に生きるプロジェクト強調月間」とする。強調月間の取組状況については、各校から報告を受けるとともに、取組事例としてまとめ、各校へ配付しプロジェクトの普及を図る。

いじめに関する調査研究等の実施

いじめ防止・根絶強調月間における学校の取組や子どもの主体的な活動、インターネット上のいじめへの対応の在り方等について、市内の状況を把握し、施策等に反映させるために、担当指導主事によるいじめの聞き取り調査や、いじめの認知件数等の定期的な調査を行う。

より多面的な視点から子どもの心情に迫るために、無記名式のアンケートや県が作成した「Fit（生活アンケート）」等の活用を図る。

コミュニケーション能力の育成

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、子どもがいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論し、いじめに正面から向き合うことができるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。また、県独自の体験学習法であるAFPY（アフピー）や多様な体験活動を通してコミュニケーション能力等を育む取組を推進する。

AFPY(アフピー)とは

Adventure Friendship Program in Yamaguchiの略。他者と関わり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合う、県独自の体験学習法である。よりよい集団・学級・学校づくりに取り組む中で、一人ひとりの人間的な成長を促すことをねらいとしている。

学校評価の留意点

学校評価において、いじめ問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の子どもの理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知・徹底する。あわせて、子どもや地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。そのため、市教委は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導助言を行う。

教職員評価の留意点

教職員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。その際、市教委は、教職員評価においていじめの問題を取り扱うに当たり、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の子どもの理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、各学校における教職員評価への必要な指導助言を行う。

学校運営改善の支援

学校を取り巻く環境が急激に変化する中で、教職員が対応すべき課題の複雑化・多様化が進み教職員の服務に係る時間的・精神的負担が増大している。そのため、教職員が子どもと向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、学校指導体制の整備を推進するなど、学校運営の改善を支援する。

相談窓口の周知・徹底

美祢市いじめ110番（ヤングテレホンみね）の周知・徹底を図る。また、より多くの子ども・保護者の悩みや苦しみ等の相談を受け止めることができるよう、様々な相談窓口を所管する各団体等との連携の下、適切に対応できる体制の充実・強化を推進する。

県内には、以下の相談窓口が設置してあります。（一部）

- | | |
|--|------------------------|
| ○ 美祢市いじめ110番（ヤングテレホンみね） | 0837-52-0400 |
| ○ 美祢市教育委員会事務局学校教育課 | 0837-52-1118 |
| ○ 子ども的人権110番（山口地方法務局） | 0120-007-110 |
| ○ サイバー犯罪相談電話（山口県警察本部） | 083-922-8983 |
| ○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警察本部） | 0120-49-5150 |
| ○ 24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち子どもSOSダイヤル）（やまぐち総合教育支援センター） | 083-987-1202 |
| ○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター） | 083-987-1240 |
| ○ 山口県教育行政相談室（教育庁教育政策課） | 083-933-4531 |
| ○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター） | soudan@center.ysn21.jp |



第4 いじめの防止・早期対応等のために学校が実施すべき事項

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校においては、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針」を策定し、周知を図ることとする。

学校いじめ防止基本方針は、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の各取組を実効的に行うため、学校の生徒指導体制や教育相談体制、校内研修について定めるとともに、年間計画に基づき、家庭や地域とも連携した具体的な対策を盛り込んだいじめ対策全体に関わる内容であることが必要である。

2 「いじめ対策組織(いじめ対策委員会)」の設置

【いじめ防止対策推進法第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

各学校においては、国の基本方針が定めるいじめ対策組織として、いじめ対策委員会を置くこととし、管理職、学校運営協議会委員、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、さらに、可能な限りSCやSSW、医師、少年安全サポーター等を参画させ、実効性のあるものにする。組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が複数の目による状況の見立てが可能となる。

いじめ対策委員会は、各校の組織的ないじめ対策の中核として、学校いじめ基本方針に基づくいじめ防止等に係る「未然防止」「早期発見」「早期対応」の各取組をより実効的に行うとともに、学校評価の評価項目に位置付け、PDCAサイクルによる検証を行うことで、恒常的に改善を図ることとする。

◆具体的な役割

【未然防止】

- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり（子ども主体の活動の支援、校内研修の実施等）

【早期発見・早期対応】

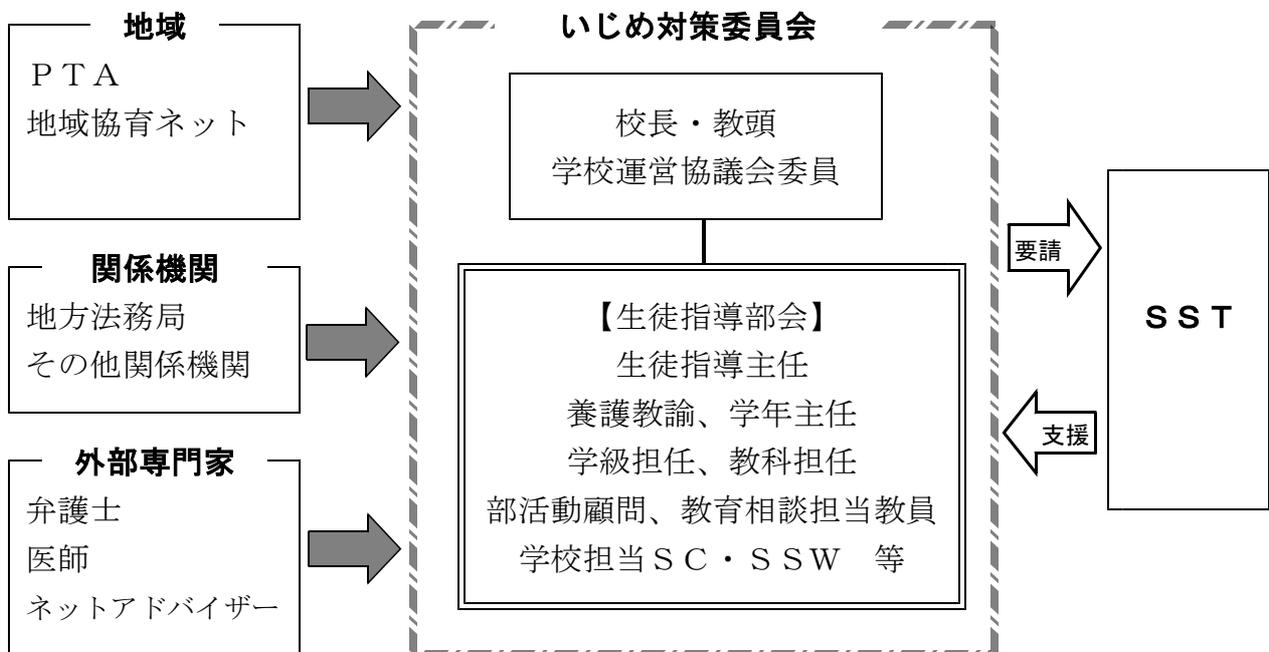
- いじめの相談、通報の窓口
- いじめの疑いに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった際の緊急会議の開催
 - ・ いじめの情報の把握と共有
 - ・ 関係する子どもへの事実関係の聴取、精査
 - ・ いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制の構築
 - ・ 対応方針の決定と保護者との連携

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
 - ・計画どおりに進んでいるかのチェック（いじめの防止等に係る校内研修の企画、実施を含む）
 - ・対処がうまくいかなかった事案の検証
 - ・必要に応じた計画の見直し（P D C Aサイクルの実行を含む）

いじめ対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ていじめ対策委員会に報告・相談する。加えて、いじめ対策委員会に集められた情報は、子どもごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

設置にあたっては、既存の「生徒指導部会」等を母体とすることも可能ですが、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるようにしましょう。
また、学校運営協議会委員を加えるなどして、学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止に取り組むようにしましょう。



3 いじめの防止等に関する取組

いじめの防止にあたっては、以下のような具体的な取組が重要であり、各学校においては、本基本方針を踏まえ、各学校の実情に応じて取組内容を明確にする。

いじめの未然防止

- ・ いじめ防止に係る自校の基本方針や取組等について、全教職員の共通理解を図るための校内研修の実施（年複数回）
- ・ 互いに心が通い合う学級づくり、集団づくりの推進
- ・ いじめ問題について考え、議論するなど、道徳の時間、学級活動、児童会・生徒会活動を通じた「子ども主体のいじめ防止の取組」の推進
- ・ 学校いじめ防止基本方針及び自校のいじめ対策委員会の存在や取組の周知
- ・ 人間関係を築く体験活動の充実
- ・ 「教えて考えさせて定着させる授業」による学力の定着
- ・ 日常的な関わりを通じた子ども理解
- ・ 特に配慮が必要な子ども（家庭環境が複雑な子ども、発達障害や性同一性障害のある子ども、海外からの帰国など外国につながる子ども、大きな災害により避難した子ども）への特性や心情に配慮した適切な支援の充実

いじめの早期発見

- ・ 複数の教職員による観察
- ・ アンケートの実施
- ・ 教育相談の実施
- ・ 子どもや保護者が安心して相談できる窓口（担当者）の周知
- ・ 情報の共有と迅速な対応

いじめへの組織的対応

- ・ 自校のいじめ対策委員会による対応策の検討と役割分担の明確化
- ・ 迅速で的確な実態把握（5W1H）
- ・ いじめを受けた子どもやその保護者の心情に寄り添った丁寧な対応
- ・ いじめを行った子どもの成長を促す指導と支援
- ・ SCやSSW、関係機関との連携、調整
- ・ 保護者の理解と協力
- ・ 対応の記録の蓄積及び学校間、学年間での情報の引継ぎ

いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針及び自校のいじめ対策委員会の存在や取組の周知の徹底
- ・ 生徒指導だより等による情報発信
- ・ 保護者や地域との熟議
- ・ 講演会等の実施
- ・ ホームページによる情報提供
- ・ 相談窓口、相談機関の周知

P D C A サイクルによる取組の検証

- ・ 保護者や子どもに対するアンケートの実施と活用

- ・ 教職員に対するいじめ防止チェックリストの活用
 - ・ いじめ防止等の取組に関する学校評価の実施と活用
- ※ いじめ防止等のための取組に係る達成目標（未然防止の取組、アンケート、個人面談の実施、校内研修の実施等）を設定し、達成状況を評価する。

4 調査委員会の設置

美祢市立の小学校及び中学校において重大事態が発生した場合は、学校は「いじめ対策委員会」を母体に調査委員会を設置し、調査を行うこととする。

5 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為であり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組むことが重要である。

また、人権教育を推進・充実させるためには、教職員自身が人権尊重の理念を正しく理解・認識し、自らの人権感覚を磨くことが重要である。そのため、人権の意義や重要性及び人権問題についての理解、人権意識の高揚を図ることなど研修を積むことが肝要である。

6 豊かな心を育む教育の推進

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組

子ども一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通して、子どもが「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育の充実を図ることが重要である。

規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、子どもの規範意識を醸成する取組が重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」等について、子どもの心身の成長の過程に即した指導を行い、子どもが集団生活や社会生活において、それぞれの段階で守るべき規範に基づき、主体的に判断し、行動できるよう、重点的かつ具体的な取組を行う。

他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動やふれあい体験等、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組の充実を図る。

7 子どもの実態の把握

週1回の子どもアンケートや保護者アンケート等により、子どもや保護者の実態を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。「ささいなトラブルにもいじめがあるかもしれない」という危機意識をもち、アンケート調査だけでなく日常の観察等により、総合的に子どもの実態を把握する。「情報の共有には、情報の集約が重要である」という基本理念の基に、学校の情報を一括管理する担当者を定め、情報を「5W1H」形式で記録としてまとめ、矛盾がある場合には、徹底した調査を行う。

また、文部科学省・県教委作成資料等を活用した校内研修を実施することで、教師のいじめ認知力・対応力の向上につなげる。

週1アンケートの記録の整備について

美祢市いじめ調査委員会から、週1アンケートの記録の整備について提言を受けた。今後、いじめに関する訴えがあった場合には、アンケート用紙の裏面等を活用して、聞き取ったことや指導した内容を記録として残すようにする。

- ①被害児童・生徒名
- ②加害児童・生徒名（関わった児童・生徒の名前全員）
- ③いじめの状況（いつ、どこで、どのようないじめがあったのか）
- ④指導内容（いつ、どこで、だれが、どのような指導をおこなったのか）
- ⑤指導後の状況（被害児童・生徒及び加害児童・生徒）

8 教育相談体制の充実

いじめを受けている子どもの心のケア、いじめを行っている子どもの内省を促す支援等については、教育相談体制の充実が不可欠である。このため、教職員の教育相談に係る資質能力の向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携した個別支援が必要である。

また、保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して、児童生徒がいじめを行うこともあるため、SSWによる保護者等への生活基盤の立て直しに向けた個別支援を積極的に行うことが大切である。教職員は必要に応じ、SCやSSW、地域コーディネーター等の専門家とも積極的に連携し、子どもの特性に応じた多様な支援が行えるようにする。

9 情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話などの情報通信機器によるインターネットの正しい使い方について、県教委作成資料等を活用し、教職員も指導を行う。更に、警察やネットアドバイザー等の専門家を活用した教職員研修や子ども及び保護者対象の「情報モラル研修会」を実施する。

10 落ち着かない学級への対応

学級が落ち着かない状況が、いじめの母体となることがあるため、学級生活に適応できない子どもに対して、医学的支援、心理的支援、環境への支援を行う。そのため、SCやSSWの投入を早期に行い、医療機関へつなげ、該当する子どもの環境の改善、情緒の安定を目指す。

第5 重大事態への対応（ガイドライン）

1 重大事態の判断及び報告

重大事態とは、以下の場合をいう。（法第28条より抜粋）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下「第1号事案」）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下「第2号事案」）

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ◇ 子どもが自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な傷害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは

- ◇ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合も、市教委又は学校の判断で重大事態と認識する。

当該事案が重大事態であると判断したときには、教育委員会に状況を知らせるとともに、市教委を通じて市長へ、速やかに事態発生について報告します。



子どもや保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

子どもや保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応する。

2 重大事態の調査

調査の主体の決定

市教委は、事態の重大性や特性、それまでの経緯、いじめられた子ども・保護者の訴え、学校の実情などを踏まえ、学校を主体とした委員会で行うか、市教委において第三者を主体とした委員会で行うかを判断し、決定後は速やかに調査を実施する。

調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校等が真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもとの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

調査の組織

学校が調査主体である場合は、いじめ対策委員会を中核として、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。なお、市教委が調査の主体である場合は、美祢市いじめ調査委員会設置要綱により、早急に調査委員会を開催する。

調査結果の報告及び提供

いじめられた子ども・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとする。その際、いたずらに個人情報保護を盾に説明等を怠ることがあってはならない。

調査結果については、市教委を通じて市長へ、速やかに報告を行うものとする。

調査結果の説明を踏まえて、いじめられた子どもまたはその保護者が希望する場合には、学校は、いじめられた子どもまたはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

3 再調査について

重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときには、第三者組織を設置し、調査の結果について調査（以下、再調査という。）を行うこととする。再調査の進捗状況等及び結果については、いじめられた子ども・保護者に対して適切に情報を提供することとする。

市長及び市教委は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、学校の当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

4 留意すべき事項

専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料を提供するとともに、質問紙調査や子どもへの聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合うことが重要である。また、質問紙調査を実施するに当たっては、いじめられた子ども・保護者に結果の提供をする場合があることを踏まえ、調査対象の子ども・保護者にあらかじめ説明する等の措置が必要である。なお、重大事態が起こった場合は、いじめられた子どもはもとより、関係のあった子どもは深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。子どもや保護者等の心のケアを最優先しながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めていかななければならない。

5 調査の主体:市教育委員会

事案発生から「いじめ調査委員会」の設置まで

- ① 学校は重大事態（法第28条第1項1第1号事案及び第2号事案）（疑いを含む）の発生を把握した場合、市教委へ速やかに報告する。
- ② 当該学校は、市教委の指導・支援の下、学校の「いじめ対策委員会」を中心に、全教職員からの聞き取り、関わりのある児童生徒から聞き取る等の基礎的な調査を行う。
- ③ 市教委は、市長へいじめの重大事態発生報告を行うとともに、職員の派遣や、児童生徒の心のケアのために、臨床心理士等専門家の派遣や教員の緊急加配などの学校支援を開始する。
- ④ いじめ調査の主体を市教委とした際には、いじめ調査委員会の開催に向けて、公正・中立な調査が行えるように、関係機関へ委員の推薦を依頼する。

第1回いじめ調査委員会：事案の状況の把握と追加調査の決定

- ① 委員長及び副委員長を選出する。
- ② 学校関係者及び市教委担当者が、事案の経緯と対応について、委員へ説明を行う。
- ③ 学校が行った調査の結果について分析と検証を行い、追加の調査が必要か否かを含めて、今後の方針を協議する。

いじめ調査委員会の委員による追加調査を行う。

第2回いじめ調査委員会：事実関係の整理

- ① これまでの調査の内容を整理し、事案が起こった要因についての分析と検証を行う。
- ② 事案の要因に対して、学校・教職員がどのように対応したかについての事実関係の分析と検証を行う。

いじめ調査委員会協議会を適宜開催し、いじめの原因について分析と検証を行う。

第3回いじめ調査委員会：報告書の作成・提出

- ① 当該児童生徒・保護者の意見・要望や追加調査の結果等を踏まえ、これまでの調査内容について更に整理を行う。
- ② 事案の要因について分析と検証を行った結果について、各委員の意見をまとめ、「調査報告書」を作成する。

「調査報告書」については、委員長を通じて市教委に提出した後、市教委から市長へ報告を行う。

いじめ調査委員会の委員

美祢市いじめ調査委員会設置要綱第3条には、委員会は、委員6名以内で組織するとあり、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、人権擁護委員、民生委員児童委員のほか、教育委員会が必要と認める者で組織する。

また、公正・中立な調査が行えるように、事案と直接に関係ない者を関係機関へ推薦を依頼する。推薦を受けた後、市教委で協議の上、いじめ調査委員として委嘱する。

いじめ調査委員

区 分	推薦を依頼する関係機関
弁護士	山口県弁護士会
臨床心理士	山口県臨床心理士会
社会福祉士	山口県社会福祉士会
人権擁護委員	山口人権擁護委員協議会
民生委員児童委員	美祢市民生委員児童委員協議会
教育委員会が必要と認める者	

6 調査の主体:学校

事案発生から調査組織の設置まで

- ① 学校は重大事態（法第28条第1項1第1号事案及び第2号事案）（疑いを含む）の発生を把握した場合、市教委へ速やかに報告する。
- ② 当該学校は、市教委の指導・支援の下、学校の「いじめ対策委員会」を中心に、全教職員からの聞き取り、関わりのある児童生徒からの聞き取り等の基礎的な調査を行う。
- ③ 市教委は、市長へいじめの重大事態発生報告を行うとともに、職員の派遣や、児童生徒の心のケアのために、臨床心理士等専門家の派遣や教員の緊急加配などの学校支援を開始する。
- ④ 市教委の判断により、学校が調査の主体であると判断した場合は、学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

法第22条に基づく「いじめ対策委員会」を母体とする場合といわゆる第三者委員会を設ける場合が想定される。なお、いじめ対策委員会を母体とする場合も、詳細な事実認定が必要と判断される場合には、弁護士や警察OB等、外部の専門家に依頼し、情報の分析を依頼することも検討する。

また、組織の編成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図るなど、当該調査の公正性・中立性を確保するように努める。

【調査の主体の判断】

第2号事案に係る調査は、主としていじめの解消と対象児童生徒の学校復帰支援につなげることを目的とするものであり、児童生徒の状況を把握している学校が調査の主体となることを原則とする。

・重大事態発生時の報告内容（市教委へ） 学校事件・事故報告（速報様式を活用）

- ① 学校名
- ② 対象児童生徒の氏名、学年、性別
- ③ 欠席期間（第2号事案に該当する場合）
- ④ 報告の時点における対象児童生徒の状況
- ⑤ 重大事態に該当すると判断した根拠

※ 報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」行うものとする。第2号事案の場合には、7日以内に報告を行う。

調査組織による事実関係の調査分析

- ① いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② これまでに学校で先行して調査を行っている場合にも、調査資料の再分析や必要に応じた調査を実施する。
- ③ 対象の子どもや保護者に対して、調査の進捗状況等について、説明を適切に行う。
- ④ いじめとの因果関係をもとに、再発防止に向けた提言も調査報告書に盛り込む。

・調査の実施方法

主として、対象児童生徒、保護者、教職員（学級・学年・部活動関係等）、関係する児童生徒を対象として聴取による調査を実施する。

調査事項としては、いじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等が想定される。

なお、第2号事案の場合には、重大事態に至った時点で調査の準備作業が相当進んでいることから、調査は、それらの準備作業を整理することが中心となることが想定される。

週1アンケートの記録の整備について

美祢市いじめ調査委員会から、重大事態に関する調査の在り方について、聞き取り項目の統一等の提言を受けた。重大事態が発生すると、関係児童・生徒や教職員は、精神的な動揺が見られる場合があり、聞き取り等の調査が、適切に行えないことも考えられる。

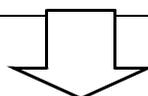
そのため、学校においては、重大事態が起こった際に、どのような聞き取りを行うのか、事前の共通理解が必要となる。また、聞き取り用紙を統一することで、聞き取り項目を共通化し、聞き取り内容の食い違いや矛盾点を明確にして、より適切な状況把握へとつなげていくことが大切である。

いじめの重大事態に係る聞き取り調査票

美祢市立〇〇学校

①	聞き取り日時	平成 年 月 日 () 時
②	被害児童・生徒名	
③	聞き取り対象児童・生徒名	
④	聞き取り実施者名	

被害児童・生徒に係るいじめについて () <u>知っている</u> ・() 知らない
--



ケース 1

	確 認 事 項	具 体 的 事 実
⑤	発生日時	平成 年 月 日 () 時
⑥	発生場所	
⑦	加害児童・生徒	年 組 氏 名 (男・女)
		集団の場合 (氏名を連記)
⑧	内容・状況 ・きっかけ ・具体的状況 ・継続の有無 (継続期間) ・その後の状況	

※ 本調査表を活用し、質問項目を統一すると共に、聞き取り内容に食い違いがあった場合には、徹底した再調査を行う。

・資料の保管

調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果を記録した文書等）を誤って廃棄する等の不適切な対応が起こることのないよう、また、児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要がある。

そのため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

・調査結果のとりまとめ

調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを書面として取りまとめる。

調査結果の報告

- ① 対象の子ども又はその保護者に調査結果を報告する。
保護者が希望する場合には、保護者の意見書を報告書に添える。
- ② 調査報告書を市教委に提出する。

・対象児童生徒及び保護者への情報提供

法第28条第2項は、設置者又は学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものと定めている。

そのため、調査主体は、調査結果（今後の支援方策や再発防止策を含む。）を取りまとめた後、その内容を対象児童生徒及びその保護者に説明するものとする。その際、調査結果を取りまとめた書面を法定の報告先へ提出する際に、希望があれば、対象児童生徒又はその保護者の所見を記載した文書（意見書）を添えることができる旨を説明する。

調査結果を踏まえた措置の実施

- ① 調査報告書の内容を全ての教職員が把握すると共に、調査結果に応じた学校の取組を明示する。
- ② 対象児童生徒の状況が改善されるように、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、今後の支援方策を検討する。

市教委への報告様式

〇〇〇〇第 号
平成〇〇年(〇〇年)〇月〇日

美祢市教育委員会
教育長 〇〇 〇〇 様

美祢市立〇〇学校
校長 〇〇〇〇

印

いじめ事案調査報告書

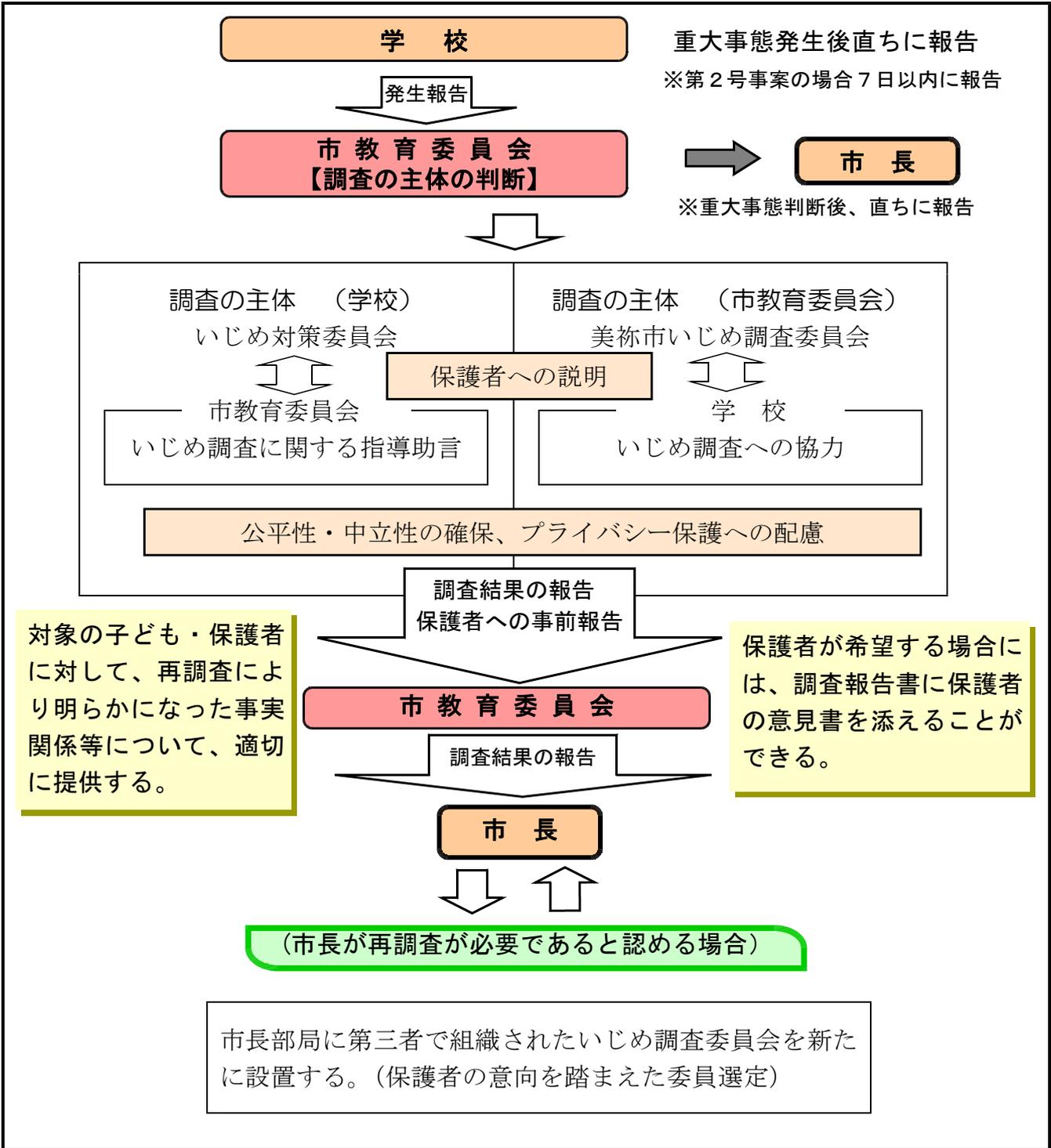
- 1 (被害者) 学年・氏名(性別)・保護者氏名
- 2 (加害者)
- 3 事案の背景(集団・人間関係の状況等)
- 4 調査の組織(調査委員の構成等)
- 5 調査日時・調査方法・場所・対象等(詳細に記述)
- 6 事実経過
 - (1) 行為A 〇月〇日
 - (2) 行為B △月△日

※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで、誰が、どのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。

※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。
- 7 被害の程度(欠席期間等)
- 8 いじめの認否
- 9 学校が行った指導措置等
- 10 関係機関が行った指導措置等
- 11 考察、今後の支援内容、再発防止対策等
- 12 その他の参考事項(保護者の意見等)

7 重大事態発生時の調査等のフロー

重大事態発生



【調査主体の判断】

いじめ防止対策推進法第28条第1項に該当する重大事態は、調査の主体を学校とし、同法第28条第2項に該当する重大事態は、調査の主体を市教育委員会を目安とする。



ひとが育つ ひとが輝く 教育の美祢

「いじめの根絶に学校、家庭、地域で協働で取り組みます！」

美祢市小・中学校いじめ根絶宣言

平成24年9月19日

美祢市教育委員会

「日本一学びの好きな子どもと教師がいる学校づくり」をめざして、子どもたちのために、教職員が意欲をもって、協働で学校運営に取り組んでいる美祢市のすべての小・中学校は、いじめは絶対に許さないという強い決意をもって、いじめの根絶のために次のことを宣言し、実践します。

- 1 学校は、すべての児童・生徒が「将来の夢の実現に向けて学ぶ」ことのできる安全で安心できる場を提供します。
- 1 学校は、児童・生徒としっかり向き合い、一人ひとりを大切にした教育を行います。
- 1 学校は、すべての教育活動を通じ、人権尊重の精神に基づいて「いのちの大切さ」、「人としての生き方」を指導し、児童・生徒の豊かな心を育成します。
- 1 学校は、すべての教職員が一丸となって、児童・生徒の信頼に応えとともに、いじめは絶対に見逃しません。
- 1 学校は、家庭、地域、外部の専門家や関係機関と連携し、いじめの根絶を図るとともに、児童・生徒の命を守るために全力を尽くします。